



山の都創造事業補助金募集要項
(令和3年度 第1次募集)

熊本県 山都町

目次

1	山の都創造補助金の目的	3
2	募集期間	3
3	事業スケジュール	3
4	実績報告	4
5	補助金交付	4
6	留意事項（共通）	4
7	山の都創造事業補助金事業一覧	5
8	事業メニューの詳細	6～26
	山の都の賑わい再生事業	6・7
	山の都の定住支援事業	8・9
	山の都の起業支援事業	10～12
	山の都のまちづくり支援事業（まちづくり事業）	13・14
	山の都のまちづくり支援事業（研修事業）	15・16
	山の都のコミュニティ活性化事業	17・18
	山の都のエコライフ支援事業（太陽光発電システム設置事業）	19・20
	山の都のエコライフ支援事業（太陽熱利用システム設置事業）	21・22
	山の都のエコライフ支援事業（生ごみ処理機設置事業）	23・24
	山の都のエコライフ支援事業（薪・ペレットストーブ等設置事業）	25・26

1 山の都創造事業補助金の目的

本町では、山の都創造を目的に、地域住民が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動や移住を推進する定住支援のほか、起業支援、賑わいの再生、新・再生可能エネルギー等の利活用の推進のため、山の都創造ファンド(基金)を主な財源に「山の都創造事業補助金」を設けています。

事業の申請を希望される場合は、事業内容等をご確認の上、担当課へお問い合わせください。

2 募集期間

1 次 募 集: 令和3年4月1日(木)から令和3年4月30日(金)まで

募集対象: 令和3年6月1日から令和4年3月31日の間に事業を実施する見込みのもの

対象事業: 山の都のまちづくり支援事業、山の都のコミュニティ活性化事業

※ 4月から5月に事業を実施する見込みのものは、事前相談を受け付けますので、企画政策課にお問い合わせください(山の都のまちづくり支援事業のみ)。

※ コロナウイルス感染症の影響により、募集期間までの申請が難しい場合は、個別に相談を受け付けますので、企画政策課宛お問い合わせください(山の都のまちづくり支援事業のみ)。

2 次 募 集: 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで

募集対象: 令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に事業を実施する見込みのもの

対象事業: 山の都のまちづくり支援事業、山の都のコミュニティ活性化事業

※2次募集については、予算の執行状況等により募集を行わない場合もありますのでご注意ください。

なお、賑わい再生事業・定住支援事業・起業支援事業・エコライフ支援事業(各事業)については、令和3年4月1日以降、随時受付を行います。

3 事業スケジュール

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		募集 受付	審査 決定	事業実施期間 事業完了後、速やかに実績報告									
						募集 受付	審査 決定	事業実施期間 事業完了後、速やかに実績報告					
賑わい再生事業・定住支援事業・起業支援事業・エコライフ支援事業(各事業)は随時受付し、交付決定を行います													

4 実績報告

事業完了後は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を添付の上、実績報告を行ってください。

5 補助金交付

補助金の交付に当たっては、基本的に事業が完了した後、請求書提出を受けて支払を行います。必要と認められる場合に限り、完了前に一部概算払いを行います。（請求書・支出計算内訳明細書等を添付してください。）

6 留意事項（共通）

- ・ 本事業により整備した建築物並びに備品等については、5年間（建築物の新築においては10年間）、健全な状態において保持し、売却・譲渡・解体等を行わないでください。特別な理由なく売却・譲渡・解体等行われた場合、補助金の返還を求めることがあります。
- ・ 基本的に交付申請後、審査会の審査を経て採択、不採択の決定を行います。交付決定以前に事業に着手することはできません。
- ・ 各事業ごとに別途、留意事項を定めておりますので、各事業の「事業対象者及び留意事項」をご確認ください。

7 山の都創造事業補助金事業一覧

事業名・主な事業内容	主な補助対象	補助額等	担当課
山の都の賑わい再生事業 内容：店舗の改修、バリアフリー化 等	町内の店舗で改修を希望する者	1/2 以内 (上限 75 万円)	山の都創造課
山の都の定住支援事業 内容：空き家の改修(家財の撤去)、用途変更 等	空き家改修を希望する者、団体	3/4 以内 (上限 75 万円)	
山の都の起業支援事業 内容：空き店舗改修及び設備の整備 等	町内で起業しようとする者	1/2 以内 (上限施設 75 万円 ・設備 75 万円)	
山の都のまちづくり支援事業(まちづくり事業) 内容：町内で実施するイベント 等	町内団体 (集落、法人等)	3/4 以内 (上限 50 万円)	企画政策課
山の都のまちづくり支援事業(研修事業) 内容：まちづくりのために企画する研修 等	町内団体 (集落、法人等)	2/3 以内 (上限 50 万円)	
山の都のコミュニティ活性化事業 内容：コミュニティ拠点施設の設備・備品の整備 等	町内団体 (集落、法人等)	1/2 以内 (上限 50 万円)	生涯学習課
山の都のエコライフ支援事業(太陽光発電システム設置事業) 内容：住宅用太陽光発電システムの設置	住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者	最大出力 1 kw 当たり 2 万円 (上限 10 万円)	環境水道課
山の都のエコライフ支援事業(太陽熱利用システム設置事業) 内容：住宅用太陽熱利用システムの設置	住宅に太陽熱利用システムを設置しようとする者	1/5 以内 (上限 3 万円)	
山の都のエコライフ支援事業(生ごみ処理機設置事業) 内容：生ごみ処理機(電気式又はコンポスト等)の設置	住宅に生ごみ処理機を設置しようとする者	1/2 以内 (上限 2 万円)	
山の都のエコライフ支援事業(薪・ペレットストーブ等設置事業) 内容：住宅用薪・ペレットストーブ等の設置	住宅で薪・ペレットストーブ等を設置しようとする者	1/2 以内 (上限 20 万円)	

※山の都の創造的復興事業の募集は、令和元年度をもって終了しました。



山の都の賑わい再生事業

担当課：山の都創造課（72-1158）

事業の目的

店舗の改修やバリアフリー化、景観保全のための街並み改修を支援し、商店街等活性化による本町の賑わいの再生を図ります。

補助対象事業

- ・ 周辺の景観に配慮した店舗の外装工事を伴う改修工事等（バリアフリー化含む）
- ・ 街並みの改修工事
- ・ 事業の拡大等に伴う従業員用の宿泊施設改修工事等
- ・ その他、商店街等の賑わい再生に資すると認められる事業

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 町内の店舗を所有又は借用し営業している者で、店舗の改修を希望する者
- ・ 町内の空き家を購入又は借用して従業員等の宿泊施設として改修工事等を行おうとする者 等

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内に完了する事業であること
- ・ 本事業完了後、3年以上継続して営業すること
- ・ 山都町に住所を有する者又は山都町に事務所を有する法人であること
- ・ 施工事業者は町内事業者であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業等でないこと
- ・ 過去5年以内に山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都の賑わい再生事業若しくは山の都の起業支援事業、山都町店舗改修事業補助金交付要綱、山都町商店街店舗改修事業補助金交付要綱又は山都町街なみ環境整備事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けている者でないこと
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと、又は法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率及び補助限度額等

- ・ 補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：75万円

【補助対象経費】

- ・ 工事請負費
- ・ その他、町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 備品購入費 等

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 位置図、関係図面
- ・ 改修後3年間の事業計画書
- ・ 賃貸契約書の写し、同意書
- ・ 改修工事等の見積書の写し
- ・ 改修前の現場写真
- ・ 商工会の意見書
- ・ 町税の直近の「納税証明書」（未納がない証明書）
- ・ 土地及び家屋の登記簿（登記事項証明書）
- ・ 団体の規約等又は団体調書 ※補助事業者が団体である場合のみ
- ・ その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支精算書
- ・ 改修中及び改修後の現場写真
- ・ 領収書の写し
- ・ 出来高設計書
- ・ 出来高図面
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 事業完了後は、補助者及び施工業者等の関係者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。



山の都の定住支援事業

担当課：山の都創造課（72-1158）

事業の目的

本町への移住希望者等に空き家の改修工事費用等を支援し、空き家の解消を図ると共に移住・定住の推進を図ります。

補助対象事業

- ・ 空き家を住宅として活用する改修工事等（家財の撤去を含む）
- ・ 用途変更（地域コミュニティの拠点施設等）に伴う改修工事等
- ・ その他、定住支援に資すると認められる事業

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 所有する空き家の賃貸借契約が成立している者で、住宅又は地域コミュニティの拠点施設等として改修工事等を行おうとする者
- ・ 空き家の賃貸借契約が成立している賃借人で、賃貸人の承諾の下、住宅又は地域コミュニティの拠点施設等として改修工事等を行おうとする者
- ・ 空き家を取得するための売買契約が成立した者で、自己の住宅又は地域コミュニティの拠点施設等として改修工事等を行おうとする者 等

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内に完了する事業であること
- ・ 改修等を行う空き家が、山都町空き家バンクに登録されている物件であること
- ・ 施工事業者は町内事業者であること
- ・ 空き家の売買並びに賃貸契約を締結した日の翌日から起算して180日を経過していないこと
- ・ 3親等内の親族間において、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結した者でないこと
- ・ 貸家業の範囲として賃貸借契約を締結したと認められる空き家の所有者でないこと
- ・ 空き家の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・ 過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都の定住支援事業及び山都町空き家改修・活用事業補助金交付要綱における補助金の交付を受けた空き家でないこと
- ・ 本町の住民基本台帳に登録し、改修した空き家に3年以上継続して居住する意思があること
- ・ 団体においては、営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体や自治振興区でないこと
- ・ 団体構成員又は補助対象者並びに同居する世帯員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと、又は法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率及び補助限度額等

- ・補助率：補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額：75万円

【補助対象経費】

- ・空き家本体の改修工事、残存する家財等の処分費等に要する経費（補助対象経費が20万円以上のもの）
- ・自ら施工する場合の改修工事等に要する原材料費（補助対象経費が10万円以上のもの）
- ・その他、町長が必要と認める経費

必要書類

【申請時】

- ・山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・空き家の売買又は賃貸借契約書の写し、同意書
- ・改修工事等見積書及び内訳書（資材単価等詳細が判るもの）の写し
- ・家屋位置図（付近見取図）
- ・家屋配置図
- ・改修工事等箇所の図面
- ・改修工事等前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- ・団体の規約等又は団体調書 ※補助事業者が団体である場合のみ
- ・町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・事業報告書及び収支精算書
- ・改修工事等に係る契約書又は請書の写し
- ・改修工事等に係る領収書の写し又は確約書
※確約書を添付した場合は、当該補助金交付完了日から30日以内に領収書の写しを提出すること。
- ・改修工事等の実施状況及び実施後の施工箇所の写真
- ・その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・本事業は随時受付、交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・事業完了後は、補助者及び施工業者等の関係者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。



山の都の起業支援事業

担当課：山の都創造課（72-1158）

事業の目的

起業しようとする者が行う空き店舗等の改修や設備・備品の整備等を支援し、空き店舗の解消を図ると共に起業による商店街等の活性化を図ります。

補助対象事業

- ・ 起業のために必要な施設（店舗、事務所等）の新築工事、改修工事等並びに設備及び備品の整備
- ・ 経営革新計画に基づく新事業に必要な施設（店舗、工場等）の工事並びに設備及び備品の整備

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 町内で起業しようとする者
- ・ 町内で起業した者で起業したことを確認できる日から概ね1年以内の者
- ・ 経営革新計画を作成し、都道府県等の承認を受けた者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内に完了する事業であること
- ・ 本事業完了後、3年以上継続して営業すること
- ・ 山都町に住所を有する者若しくは住所を有する予定の者又は山都町に事務所を有する法人若しくは事務所を有する予定の法人であること
- ・ 施工事業者は町内事業者であること
- ・ 空き家等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型風俗特殊営業等でないこと
- ・ 過去5年以内に山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都の賑わい再生事業若しくは山の都の起業支援事業、山都町店舗改修事業補助金交付要綱、山都町商店街店舗改修事業補助金交付要綱、山都町街なみ環境整備事業補助金交付要綱又は山都町空き家改修・活用事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けている者でないこと
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと、又は法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率及び補助限度額等

- ・ 補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：150万円（施設75万円、設備・備品75万円）

【補助対象経費】

- ・ 施設の新築工事、改修工事並びに設備及び備品の整備費
- ・ 経営革新計画に基づく新事業に必要な施設の工事費並びに設備及び備品の整備費
- ・ その他、町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 設備及び備品の使用料

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 起業に係る経営計画書又は経営革新計画書及び経営革新計画の承認書の写し
- ・ 位置図（付近見取図）
- ・ 空き家、空き店舗又は土地等の売買又は賃貸借契約書の写し、同意書
- ・ 商工会の意見書
- ・ 団体の規約等又は団体調書 ※補助事業者が団体である場合のみ
- ・ 町税等納付状況確認に要する同意書又は町税の直近の「納税証明書」（未納がない証明書）
- ・ その他、町長が必要と認める書類

（施設）

- ・ 工事見積書及び内訳書の写し
- ・ 家屋配置図
- ・ 工事箇所の図面
- ・ 工事前の現場写真（外観、施工箇所各所）

（設備・備品）

- ・ 設備、備品整備に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 設備、備品整備に係るカタログの写し
- ・ 設備、備品の配置図
- ・ 配置前の現場写真

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支精算書
- ・ その他、町長が必要と認める書類

（施設）

- ・ 工事に係る契約書又は請書の写し

- ・ 工事に係る領収書の写し又は確約書

※確約書を添付した場合は、当該補助金交付完了日から30日以内に領収書の写しを提出すること。

- ・ 工事実施中及び実施後の施工箇所の写真
- ・ 出来高設計書
- ・ 出来高図面

(設備・備品)

- ・ 設備、備品整備に係る領収書の写し又は確約書

※確約書を添付した場合は、当該補助金交付完了日から30日以内に領収書の写しを提出すること。

- ・ 設備、備品の配置箇所の写真

その他

- ・ 本事業は随時受付を行うこととしますが予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 山の都創造ファンド審査会による審査を行った後、交付決定を行います。
- ・ 事業完了後は、補助者及び施工業者等の関係者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。



山の都のまちづくり支援事業（まちづくり事業）

担当課：企画政策課（72-1214）

事業の目的

本町で実施する専門家等を招聘して行う講習会、地場産品の販路拡大を図る事業・イベント等へ支援を行い、本町の住民主体のまちづくりを推進します。

補助対象事業

- ・ 広く一般の者が参加できる講演会、シンポジウム
- ・ 専門家等を招聘して行う講習会
- ・ 地場産品の販路拡大を図る事業
- ・ イベント、交流事業
- ・ その他、町の振興に資すると認められる事業 等

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 活動の拠点が町内に存する団体（集落、町内会、NPO 法人等の団体）

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内に完了する事業であること
- ・ 補助金の額が5万円以上であること
- ・ 過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都のまちづくり支援事業【まちづくり事業】及び山都町まちづくり事業補助金交付要綱における補助金の交付を受けている事業でないこと
- ・ 営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体や自治振興区でないこと
- ・ 町から団体の運営に係る他の補助金等の交付を受けている団体でないこと
- ・ 団体構成員に暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員がないこと
- ・ 法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率及び補助限度額等

- ・ 補助率：補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：50万円

【補助対象経費】

- ・ 謝金及び旅費（講師等）
- ・ 消耗品費
- ・ 印刷製本費（ポスター・チラシ等）
- ・ 使用料及び賃借料（施設使用料等）

- ・その他、町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・備品購入費のうち補助対象経費総額の3割を超える部分
- ・食料費
- ・人件費（スタッフ日当を含む）
- ・補助事業者自らの運営に要する経費 等

必要書類

【申請時】

- ・山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・団体の規約等及び団体調書
- ・町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支精算書
- ・領収書等の写し
- ・事業実施写真
- ・その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・1年度中の1団体への補助は1回限りとします。
- ・同一のイベント等への補助は1回限りとします。
- ・山の都創造ファンド審査会による審査を行った後、交付決定を行います。



山の都のまちづくり支援事業（研修事業）

担当課：企画政策課（72-1214）

事業の目的

本町のまちづくりのために住民自らが企画する研修等へ支援を行い、住民主体のまちづくりを推進します。

補助対象事業

- ・まちづくりのために住民自らが企画する研修等

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・活動の拠点が町内に存する団体（集落、町内会、NPO 法人等の団体）

【留意事項】

本事業の申請に当たっては以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内に完了する研修であること
- ・補助金の額が1人あたり1万円以上であること（ただし、1人あたり1万円未満の場合であっても、研修の意義、効果等の内容により認められる場合があります。）
- ・町又は地域の発展に十分寄与する研修であること
- ・過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都のまちづくり支援事業【研修事業】及び山都町まちづくり事業補助金交付要綱における補助金の交付を受けている研修でないこと
- ・営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体や自治振興区でないこと
- ・町から団体の運営に係る他の補助金等の交付を受けている団体でないこと
- ・団体構成員が暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率及び補助限度額等

- ・補助率：補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額：50万円

【補助対象経費】

- ・山都町職員等の旅費に関する条例の規定の例により算出した車賃、鉄道費、船賃、航空賃及び諸費並びに宿泊費（5名分まで）
- ・謝金（現地講師等）
- ・使用料及び賃借料（バス使用料及び高速道路使用料等）
- ・参加負担金
- ・その他、町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 食料費
- ・ 人件費（スタッフ日当を含む）等

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 研修行程表
- ・ 団体の規約等及び団体調書
- ・ 町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支精算書
- ・ 領収書等の写し
- ・ 事業実施写真
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 1 団体あたり補助は 1 回限りとします。
- ・ 山の都創造ファンド審査会による審査を行った後、交付決定を行います。



山の都のコミュニティ活性化事業

担当課：生涯学習課（72-0443）・企画政策課（72-1214）

事業の目的

地域コミュニティの維持向上に資する設備及び備品の整備等へ支援を行い、本町の防災拠点施設の強化並びに地域のコミュニティ活動の推進を図ります。

補助対象事業

- ・ 地域コミュニティの維持向上に必要な設備及び備品の整備
- ・ 防災、減災の意識向上に必要な備品の整備
- ・ その他、地域コミュニティの活性化に資すると認められる事業

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 活動の拠点が町内に存する団体（集落、町内会、NPO 法人等の団体）

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内に完了する事業であること
- ・ 補助対象経費（設備、備品の整備に要する経費）が5万円以上であること
- ・ 過去5年以内において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都のコミュニティ活性化事業における補助金の交付を受けている団体でないこと
- ・ 営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体や自治振興区でないこと
- ・ 町から団体の運営に係る他の補助金等の交付を受けている団体でないこと
- ・ 団体構成員が暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 法人及び団体に町税等の滞納がないこと

補助率・上限等

- ・ 補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：50万円

【補助対象経費】

- ・ 備品購入費
- ・ 工事請負費
- ・ その他、町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 消耗品費
- ・ 食料費（備蓄食料等） 等

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 位置図、関係図面
- ・ 事業の見積書の写し
- ・ 設備、備品整備に係るカタログの写し
- ・ 団体の規約等又は団体調書
- ・ 町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支精算書
- ・ 領収書等の写し
- ・ 事業実施写真
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 1団体あたり補助は1回限りとします。
- ・ 山の都創造ファンド審査会による審査を行った後、交付決定を行います。
- ・ 事業完了後は、関係者立会いの下、町のしゅん工（納品）検査を実施します。



山の都のエコライフ支援事業（太陽光発電システム設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に整備する太陽光発電システムの設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・住宅用太陽光発電システムの設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・住宅用太陽光発電システムを既に設置している者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・住宅用太陽光発電システムにあつては、低圧配電線及び逆潮流有りで連結されているものであつて、未使用であるもの
- ・電力会社と電灯契約を締結していること
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1kw 当たり2万円（千円未満切捨）、10kw 未満。
- ・補助限度額：10万円

【補助対象経費】

- ・住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・運送料

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 太陽光発電システムの最大出力値が確認できる書類の写し
- ・ 設置予定のすべての屋根面がわかる写真及び建物全景写真
- ・ 家屋位置図(付近見取図)
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 太陽電池モジュールの設置枚数がすべて確認できる屋根面の写真
- ・ 領収書の写し
- ・ 電気会社との系統連結に伴う電力需給契約書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 事業完了後は、補助者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。



山の都のエコライフ支援事業（太陽熱利用システム設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に整備する太陽熱利用システム整備を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・住宅用太陽熱利用システムの設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に太陽熱利用システムを設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・住宅用太陽熱利用システムを既に設置している者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・住宅用太陽熱利用システムにあつては、太陽熱エネルギーを集めて給油に利用する太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する集熱機と貯熱槽等から構成されるものであつて、未使用であるもの
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・補助対象経費の1/5以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額：3万円

【補助対象経費】

- ・住宅用太陽熱利用システムの本体工事費、給排水工事費、電気工事費
- ・その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・運送料

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 設置に係るカタログの写し
- ・ 設置予定箇所の屋根面がわかる写真
- ・ 家屋位置図(付近見取図)
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 設置箇所の写真
- ・ 領収書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 事業完了後は、補助者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。



山の都のエコライフ支援事業（生ごみ処理機設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に設置する生ごみ処理機の設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・生ごみ処理機（電気式又はコンポスト等）の設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の住宅に生ごみ処理機を設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・生ごみ処理機にあっては、家庭のごみを微生物の活動又は乾燥装置により減量化する処理機及びコンポスト等であって、未使用であるもの
- ・町内の商店から購入すること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・補助対象経費の1/2（千円未満切捨）
- ・補助限度額：2万円

【補助対象経費】

- ・生ごみ処理機の購入に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 設置に係るカタログの写し
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 設置箇所及び型番のわかる写真
- ・ 領収書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。



山の都のエコライフ支援事業（薪・ペレットストーブ等設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に設置する薪ストーブ又はペレットストーブ等の設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・住宅用薪・ペレットストーブ等の設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に薪・ペレットストーブ等を設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーを既に設置している者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・ペレットストーブにあつては、木質ペレットのみ又は薪等を併用し燃料として使用する仕様及び設計の暖房機であつて、未使用であるもの
- ・薪ストーブにあつては、薪等を燃料として使用する仕様及び設計の暖房機であつて、未使用であるもの
- ・住宅用ペレットボイラーにあつては、主に住宅用のもので、木質ペレットのみを燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るボイラーであつて、未使用であるもの
- ・住宅用薪ボイラーにあつては、主に住宅用のもので、薪等を燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るボイラーであつて、未使用であるもの
- ・炉台・炉壁の設置にあつては、本体の下や壁との間にレンガやタイル等で設置するもので、炉壁は壁との間に空気層を設けたものとする（ただし、ペレットストーブ等の仕様による）
- ・木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーの設置については、消防法関連法規及び建築基準法関連法規の規定に基づく設置であること
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都のエコライフ支援事業における同補助金の交付を受けている者でないこと

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・ 補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：20万円

【補助対象経費】

- ・ 木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラー本体の購入費
- ・ 炉台・炉壁(仕様に明記してあるもの)の設置及び配管（煙突）に要する経費
- ・ その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 運送料
- ・ 付属品にかかる経費

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 設置に係る仕様書及びカタログの写し
- ・ 設置工事図面の写し
- ・ 設置予定箇所及び建物全景写真
- ・ 家屋位置図(付近見取図)
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 設置に要した経費の内訳がわかる書類
- ・ 出来高設置工事図面の写し
- ・ 設置箇所の写真
- ・ 領収書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 事業完了後は、補助者及び施工業者等の関係者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。

阿蘇山麓のまち



山都町

YAMATO-CHO
KUMAMOTO/JPN